

最高裁秘書第3319号

令和元年7月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2509号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成9年12月26日付け最高裁民二第625号民事局長通知「民事訴訟法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事訴訟法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて

平成9年12月26日民二第625号高等裁判所
長官、地方裁判所あて民事局長通知

標記の事務の取扱いについて、法務省民事局長から別紙のとおり通知がありましたから、参考までにお知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙)

法務省民四第2265号
平成9年12月22日

法務省民事局長
最高裁判所事務総局民事局長殿

民事訴訟法等の施行に伴う供託事務の取扱いに関する通達の発出について
(参考通知)

民事訴訟法(平成8年法律第109号)、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成8年法律第110号)及び民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)が明年1月1日から施行されますところ、これに伴う供託事務の取扱いについて、別紙のとおり、本月19日付け法務省民四第2257号当職通達を発出しましたので、参考までにお知らせします。

別紙

法務省民四第2257号
平成9年12月19日

法務省民事局長

法務局長殿
地方法務局長殿

民事訴訟法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて(通達)

民事訴訟法(平成8年法律第109号)、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成8年法律第110号)及び民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)が平成10年1月1日から施行されることとなったところ、これに伴う供託事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、この旨貴管下供託官に周知取り計らい願います。

なお、本通達においては、民事訴訟法を「法」と略称します。

おって、本通達に抵触する従前の当職通達等は変更されたものと了知願います。

記

第1 法の規定に基づく担保のための供託

1 法の規定に基づく担保

法においては、次に掲げる担保についての規定が設けられた。

(1)訴訟費用の担保

原告が日本国内に住所等を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない(法75条1項)。

(2)仮執行等のための担保

ア 次の各場合においては、裁判所は、判決の仮執行又はその免脱のためにする担保を立てることを命ずることができる(法259条1項から3項まで、297条、313条)。
(ア) 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる(法259条1項)。

(イ) 手形・小切手金の支払の請求等に関する判決については、裁判所は、相当と認めるときは、担保を立てさせて、仮執行をすることができると宣言することができる(同

条2項)。

(ウ) 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる(同条3項)。

イ 控訴裁判所は、金銭の支払の請求(手形金等の支払の請求を除く。)に関する判決について、申立てがある場合において、相当と認めるときは、仮執行のための担保を立てさせることができる(法310条)。

ウ 少額訴訟請求を認容する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない(法376条1項)。

(3) 執行停止等のための担保

次の各場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは、担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、ウからカまでの場合に限りすることができる(法398条1項)。

ア 特別上告又は再審の訴えの提起があった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき(1号)

イ 仮執行宣言付判決に対する上告の提起又は上告受理の申立てがあった場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき(2号)

ウ 仮執行宣言付判決に対する控訴の提起又は仮執行宣言付支払督促に対する督促異議の申立て(エの控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。)があった場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき(3号)

エ 手形・小切手金の支払の請求等について、仮執行宣言付判決に対する控訴の提起又は仮執行宣言付支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき(4号)

オ 仮執行宣言付手形判決若しくは小切手判決に対する異議の申立て又は仮執行宣言付少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき(5号)

カ 定期金による賠償を命じた確定判決の変更の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点につき疎明があつたとき(6号)

2 管轄供託所

1の(1)及び(2)の担保のためにする供託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない(法76条、259条6項、297条、313条、376条2項)。

1の(3)の担保のためにする供託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に対してしなければならない(法400条1項)。

3 供託の方法

法の規定に基づく担保を立てるには、金銭又は担保を立てるのことを命じた裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法によらなければならない(法76条、259条6項、297条、313条、376条2項、400条2項)。

4 他の法令による担保への準用

法76条の規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用される(法81条)。

第2 供託物払渡請求権の行使の方法及びその添付書類

担保権利者である被告等は、法の規定に基づく担保として供託された金銭又は有価証券について、「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する」とこととされた(法77条、259条6項、297条、313条、376条2項、400条2項)。

法施行前の民事訴訟法(明治23年法律第29号。以下「旧民訴法」という。)113条は、訴訟費用の担保として供託された金銭又は有価証券に対する被告の権利について「質権者ト同一ノ権利ヲ有ス」と規定しており、供託の実務上は、その権利の行使方法については、供託所に対して直接還付を請求する方法及び取戻請求権に対する質権の実行による方法の両方を認めていたが、今回の改正の結果、担保権利者たる被告等は、供託所に対して直接還付を請求する方法により権利行使しなければならないこととなる。

この場合における供託物払渡請求書には、供託規則24条2号の書面として、被担保債権の存在を証する書面を添付しなければならない。

第3 疎明に代わる保証金の供託の制度の廃止

疎明に代わる保証金の供託の制度は、廃止された（旧民訴法267条2項、268条参照）。

第4 法の規定を準用する関係法律の規定に基づく担保のための供託

1 商法59条の規定により供託すべき会社の解散命令の請求の場合における担保については、法75条5項及び7項並びに76条から80条までの規定が準用される（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）135条ノ5）。

2 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定によってする担保及び民事保全法（平成元年法律第91号）の規定によってする担保については77条、79条及び80条の規定が、更生計画の遂行を確実にするために裁判所の命令によりする会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による担保については法76条、法77条、79条及び80条の規定が、それぞれ準用される（民事執行法15条2項、民事保全法4条2項、会社更生法248条3項）。

第5 経過措置

1 法の規定は、法附則に特別の定めがある場合を除き、法の施行前に生じた事項にも適用されるが、旧民訴法の規定により生じた効力を妨げないこととされた（法附則3条）。したがって、法の施行前に旧民訴法の規定により担保を立てるべきことを命じられた場合に法の施行後にする当該担保のための供託は、なお従前の例による。

2 法の施行前に当事者が供託した金銭又は有価証券についての相手方の権利については、なお従前の例によることとされた（法附則5条2項）。したがって、法の施行前に供託された金銭又は有価証券についての権利の行使方法は、遅付請求権の行使又は取戻請求権に対する質権の実行の方法によることができるが、法の施行後にされたそれは、すべて法77条の規定による。

3 法の施行前にされた疎明に代わる保証金の供託については、法附則21条に規定する事項を除き、なお従前の例によることとされた（法附則14条）。

4 法310条（法において準用する場合を含む。）の規定は、法の施行前に控訴審の口頭弁論を終結した事件については、適用しないこととされた（法附則19条4項）。したがって、法の施行前に控訴審の口頭弁論を終結した金銭の支払の請求（法259条2項の請求を除く。）で、法施行後にする控訴審の判決の仮執行のためにする担保については、法297条が準用する法259条1項の規定による。

この場合には、供託書の法令条項欄に、法附則19条4項を併せて記載することとする。

5 法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続に関しては、送達に関する事項及び附則21条に定める事項を除き、なお従前の例によることとされた（法附則23条）。したがって、法施行前に支払命令の申立てがあった場合には、法の施行後に裁判所が行う支払命令の発付、仮執行宣言の付与及び仮執行宣言付支払命令に対する異議申立てに伴う執行停止は、旧民訴法の規定により行うこととなる。

この場合には、供託書の法令条項欄に、旧民訴法の条項に加えて、法附則23条を併せて記載することとする。

6 法の施行前にした執行停止の申立て（仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く。）に係る裁判については、法398条及び399条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（法附則24条）。したがって、法の施行前の執行停止の申立て（仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く。）に基づき、法の施行後にされる執行停止のための担保は、旧民訴法の規定により行うこととなる。

この場合には、供託書の法令条項欄に、旧民訴法の条項に加えて、法附則24条を併せて記載することとする。

7 非訟事件手続法135条ノ5、民事執行法15条2項、民事保全法4条2項又は会社更生法248条3項によって準用される法77条の規定の適用については、いずれも法附則5条2項が定める経過措置と同様の規定が設けられた（民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律6条、22条、45条2項、50条1項）。